

水俣病総合対策関係経費（うち水俣病被害者等医療費等支給事業及び水俣病被害者等手当支給等事業）

673百万円

環境保健部企画課特殊疾病対策室

1. 事業の目的

平成21年7月に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づく救済措置等を円滑に実施するため、支給対象者の診療等に伴う療養費・療養手当等の支給財源について、支給に支障が生じないように追加の予算措置を講ずる。

2. 事業の概要

支給対象者の診療等に伴う療養費・療養手当の支給財源等について、支給状況等を踏まえ、必要な経費を追加で措置するものである。

3. 積算

療養費	366百万円
療養手当	260百万円
事務費（手帳発行、給付通知書の作成・通知等）	47百万円
合計	673百万円

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する 特別措置法に基づく取り組みについて

特別措置法の概要

1. 救済及び解決の原則

- ①認定患者に対する確実な補償
- ②救済を受けるべき人々のあたる限りの救済
- ③関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保

2. 救済措置の方針

- 政府は、救済措置の方針を策定・公表〔一時金(原因企業負担)、療養費・療養手当(国・県負担)〕
- 政府は、水俣病被害者手帳に関する事項を定める〔療養費(国・県負担)〕

3. 解決に向けた取組

- ①救済措置の実施、②認定等の申請処分の促進、
③紛争の解決、④新規認定等の終了

⇒ **救済を受けるべき方々を
あたる限りすべて救済**

4. 将来にわたり補償を確保するための関係事業者の経営形態の見直し

5. その他の取組

- 地域振興 ●地域住民の健康増進・健康不安解消・地域社会の絆の修復
- メチル水銀による環境汚染の監視等 ●調査研究

取り組みの概要

1. 水俣病被害者の救済のための措置

- ①医療事業対象者に対して医療費等を支給
- ②救済措置対象者に対して療養手当等を支給
- ③メチル水銀の曝露を受けた可能性にある者を対象に健康診査を実施 など

2. 医療・福祉及び地域振興・絆の修復に関する施策

- ①胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援
- ②水俣病被害者等と地域住民の交流を推進
- ③水俣病問題の環境学習を推進するとともに水俣病の経験と教訓を継承 など

3. その他

- ①メチル水銀による健康影響及び健康障害の治療に関する研究等を実施
- ②チッソ(株)に対する支援 など

水俣病問題の最終解決及び水俣病被害者をはじめ地域住民の方々が安心して暮らせる社会を実現する。